

令和 4 年 6 月 20 日現在

機関番号：12701

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2021

課題番号：18K02565

研究課題名(和文) 環境教育/ESDと消費者教育の接続による教員養成・研修・支援システムの構築

研究課題名(英文) Construction of Teacher Training / Support System by Linking Environmental Education / ESD and Consumer Education

研究代表者

松葉口 玲子 (Matsubaguchi, Reiko)

横浜国立大学・教育学部・教授

研究者番号：30304562

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：学習指導要領の改訂ごとに環境教育/ESDの重要性が高まり、2012年の消費者教育推進法成立後は消費者市民教育の重要性も高まっているなか、本研究の目的は、環境教育/ESDと消費者教育を有機的に連携することによる教員の「養成・研修・支援システムの一体化」について考究することである。消費者市民教育を先導してきた北欧等、海外の先駆的な事例を参考にしつつ、日本国内での取り組みについて包括的に把握し、課題を明らかにするとともに、学校教育で求められる今後の展開を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

新学習指導要領では、前文に「持続可能な社会の創り手」が明示されるとともに、ESDや消費者教育の比重が高まった。SDGs(持続可能な開発目標)とも関わって、その重要性は論を待たない。しかし学校教育の現状をみれば、環境教育やESD、ましてや消費者教育を理解し実践している例は希少であり、大学における教員養成カリキュラムの中においても取り組みは不十分と言わざるをえない。このような現状下、本研究は、環境教育/ESDや消費者教育の接続という学術的意義と同時に、環境・消費者・教育の各行政間の「壁」を乗り越えるという社会的意義を有する。

研究成果の概要(英文)：Environmental education/ESD (Education for Sustainable Development) has received increasing attention with each revision of the courses of study; additionally, since the Consumer Education Promotion Act was enacted in 2012, the importance of consumer education has also increased in Japan. This study aimed to investigate the “integration of training and support systems” for teachers by organically linking environmental education/ESD and consumer education. This study provides a comprehensive understanding of efforts toward providing such education in Japan and clarifies issues while referring to pioneering examples from Scandinavia and other countries that have led the way in consumer education. Furthermore, it identifies future developments required in school education.

研究分野：消費者教育、環境教育、ESD

キーワード：消費者市民教育 持続可能な消費 環境教育/ESD ライフスタイル 教員養成・研修・支援

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

1992年の国連環境開発会議で採択された「アジェンダ21」の第4章において「消費形態の変更」が明示されて以降、2012年には「持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組み(10YFP: 10 Year Framework of Programmes on Sustainable Consumption and Production Patterns)」現在では持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)に目標12「持続可能な消費と生産」が位置づくとともに、持続可能なライフスタイルに関する教育啓発については目標12と目標4(教育)のターゲットに重複して位置づいているといったように、「持続可能な消費」とそのための「教育」の重要性は増している。この「持続可能な消費にむけた教育」についての言及は従来、消費者教育からというよりは環境教育からのアプローチが主流であった。しかし日本では、「持続可能な消費」を含めた消費者市民社会の形成を意識した消費者教育推進法(以下、推進法と略す)が2012年に制定され、2020年度から施行の新学習指導要領でも消費者教育は重視されている。

新学習指導要領やSDGs達成等によりその重要性が高まっている環境教育/ESDと消費者教育の接続による消費者市民教育を学校教育の中でスムーズに展開するためには、現存する環境・消費者・教育の各行政間の「壁」を乗り越え、指導者としての教員の養成・研修・支援の一体化が重要である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、新学習指導要領やSDGsの達成等によりその重要性が従来以上に高まっている消費者市民教育を学校教育の中でスムーズに実践できるよう、既存の環境教育/ESDと消費者教育の接続を強化した教員養成・研修・支援の一体化のあり方について明確にすることである。

このことは、OECDのPISAリテラシーや21世紀能力などに照らし合わせても重要である。出題問題がそれに関わるものが多いことが象徴するように、各教科で学んだ知識を実生活で活用する能力を育成することが期待できるからである。過去にPISA調査におけるフィンランドの順位の高さが注目された際、報道で紹介された授業風景が消費者教育であったことはその証左といえよう。

3. 研究の方法

環境教育/ESDと消費者教育を接続した消費者市民教育に関する教員養成・研修・支援システムについては、欧米において先進事例が散見されるため、その実態を把握すると同時に、日本における消費者教育の到達点も把握したうえで、その在り方について明らかにする。

海外事例では、特にフィンランドに重点を置く。その理由は主として2点ある。第一に、教員養成をめぐる状況を考察するうえで、教員の質の高さで有名な同国の実情から得られるヒントが大きいであろうこと。第二に、すでに日本における消費者教育研究においては、北欧の消費者教育が「持続可能な消費」に重点を置いていることが知られてきたゆえ、その実態把握が不可欠だからである。

4. 研究成果

(1) 海外における先進事例の把握

日本の消費者教育研究の中でも「消費者市民」や「消費者(市民)教育」の先進として知られている英国と北欧における現状把握をするため、英国予備調査とフィンランド調査を実施した。

エシカル消費や市民教育で先駆的な英国では、シューマツハ・カレッジやトットネス(トランジション・タウン)等を訪問し、生活環境醸成型市民の育成に必要な条件について多くの知見を得た。たとえば、エコロジーを優先したローカル経済のあり方について学ぶにあたり、食と農を中心に、自分たちで栽培した野菜を使用して食事を作ること等、自分達自身が実際に食・農の循環するシステムの一員であることを実感・実践する。荒廃した土地を再生することによって人間関係含むコミュニティが再生されたこと等、従来からエコロジー経済の側面から見聞していた諸相を実際の実践として確認することができた。なかでもとりわけ、土壌そのものの重要性について普及啓発する非営利団体が、様々な組織とネットワークを組み、学校教育中心に活動していた点は、日本には見られない今後の重要な動向として示唆を得ることができた。同時に、日本で急速に広まりつつある「エシカル消費」については否定的側面を垣間見た。

本研究で最も重要な調査先はフィンランドであった。その理由は、第一に、消費者市民教育を考察するうえで、従前より「持続可能な消費」を中心概念に展開してきた北欧型消費者教育を抑えておくことが不可欠であること。第二に、教員養成・研修・支援の在り方について考察するうえで、教育立国での状況を抑えておくことも不可欠と考えたからである。競争と消費者機関(旧消費者庁)ヘルシンキ大学、オウル大学附属小中学校(研究代表者の所属大学と提携)セイナヨキ市立小中高校等への訪問により、以下のことが明らかとなった。第一に、最新のナショナル・コア・カリキュラムにおける消費者教育の位置づけ、第二に、消費者教育を体系化している北欧

閣僚評議会「消費者教育戦略」最新版の内容では、これまで日本で紹介されていた内容にさらに発達段階ごとの目標が明示されていたこと。第三に、教員を取り巻く環境が日本と大きく異なること等である。総じて、日本の消費者庁にあたる機関が、国家教育省や教師教育を担う大学、北欧エストニアの消費者教育ワーキンググループなどと協力しあいながら、日本の学習指導要領に相当するナショナル・コア・カリキュラムを十分理解したうえで消費者教育を理論的に体系化し実践している内容が明らかになったことは、特に大きな収穫であったが、教員を取り巻く環境が日本と大きく異なる点には十分注意が必要であることも明らかとなった。教職(特に小学校教諭)の人気や信頼度が高く、教室環境はデジタル化とともに多様な状況に適應できるフレキシブルさ等、日本の今後への大きな示唆を同時に得ることができた。

上記のほか、2019年度には、消費者庁の国際会議で紹介されていたフランスのフェアトレードスクールやユネスコ等への訪問を予定していたが、新型コロナの影響を受け、出発直前に急遽キャンセルせざるをなくなった。

(2) 日本における先進動向の把握

消費者教育推進法において消費者教育推進の主導省庁として明記されている文部科学省と消費者庁による到達点の把握を行なった。

2019年度に開催された文部科学省主催の消費者教育フェスタ全4回(長崎、香川、福井、秋田)すべてに参加するとともに、関係者へのヒアリングにより、全国における消費者教育実践の現状把握を行なった。多くの地域において、学校関係者だけでなく多様なアクターが関わりながら消費者教育の実践が広まっていることを確認すると同時に、消費者市民教育(環境教育/ESDとの連接)としての諸課題についても示唆を得た。

また、消費者庁が全国の高校への普及を目指している「社会への扉」を使用した授業研究会(於:徳島)に参加するとともに、消費者庁と連携している鳴門教育大学へのヒアリングを実施することによって、消費者庁による消費者教育実践の到達点を確認した。今後の授業計画および指導者養成の方向性を考究するうえで、特に公民の授業から示唆を得ることができた。

以上のほか、国内における消費者教育の広がりの実態把握をするうえで不可欠な文科省と消費者庁による取り組みの把握がかなりできたことは有益であった。また、前年度に実施したフィンランドにおける消費者教育についての調査結果について、多方面から興味を持っていただき、これまでの研究成果を多様な場で公表する機会を得ることによってそこから新たなつながりもでき、本研究の今後に向けて大きな収穫となった。

(3) 明らかとなった課題

海外調査と国内調査によって、特に重要と思われたのは、具体的コンテンツとコンピテンシーの明示である。

日本では推進法の成立にともなって「エシカル消費」の認知はかなり広がりましたが、フェアトレードや食品ロス等にとどまっており、喫緊の課題ともいえる気候危機への着目は希薄と言わざるを得ず、その意味でも「持続可能な消費」への取り組みはいまだ不十分といえる。このことは、ESDが“ESD for 2030”つまりSDGs達成にむけた教育として再定位されるとともに、2021年のベルリン宣言では気候危機教育としての側面も含めてその重要性がますます高まっているなか、最も重要な課題である。

「持続可能な消費」そのものを消費者教育の中核に位置づけている北欧では、従来から北欧閣僚評議会による「消費者コンピテンシスの指導 - 消費者教育戦略」(Nordic Council of Ministers 2015)は、OECDの「消費者教育 - OECD消費者政策委員会の政策推奨」を踏襲して作成されており、消費者教育の2大目標として「持続可能な消費」と「メディアおよび技術リテラシー」を中心に掲げ、うち「持続可能な消費」の学習目標は次の通り、環境・社会・経済に関する内容を包括的にバランスよく具体的に示している点は本研究にとって大きな示唆となった。

<道徳、効率、費用対効果とエコロジー>

・ファイナンシャルマネジメントと消費者行動 ・エコ・エフィシアンシーと製品ライフサイクル
・省資源と省エネ ・再利用とシェアリング、貸借アイテム ・廃棄物の分別とリサイクル
・修繕と点検 ・輸送の最適化 ・環境に配慮した購入 ・資源の節約、エネルギー源/代替エネルギーと水
・経済的で低排出の輸送手段 ・危険物の取扱いと保管 ・技術廃棄物の削減 ・化学物質の代替品
・エコラベル付きの購入

<先見>

・ライフスタイルと消費の歴史 ・前向きな動機付け ・倫理的な動機付けと意識
・システム思考 ・未来に対するグローバルな責任

<文化、コミュニティ、価値>

・地元の文化的伝統と習慣を育む ・文化的環境の保全 ・多文化主義 ・広告とエンターテインメント

日本の消費者教育の体系ではこうした具体的なコンテンツとともに、コンピテンシーの明示が必要であることを明らかにした。

(4) 今後の展開にむけた新たな動き

当初予定していた海外調査は新型コロナの影響により十分に実施することはできなかったが、日本の推進法成立に多大な影響を及ぼしたPERL((Partnership for Responsible Living)関連のプロジェクトとの連携の可能性が出てきた。PERLは、ESDの展開のなかでユネスコとの連携に

より「持続可能な消費と生産」を主導し、「持続可能な消費のための教育」に関わる部分を一貫して担ってきた。代表組織でありユネスコ・チェアでもあるノルウェーの INN 大学の CCL(Centre for Collaborative Learning for Sustainable Development) が公表している教材を日本語に訳すとともに、今後日本にふさわしい形で活用できるようにするこのことの承認を得ることができたことは、今後の発展に向けての大きな成果であった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 1件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 松葉口 玲子	4. 巻 16
2. 論文標題 「消費者市民社会の実現」におけるLCT環境教育の位置づけ - 消費者教育の視点から -	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 日本LCA学会誌	6. 最初と最後の頁 220 ~ 226
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.3370/lca.16.220	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柿野成美	4. 巻 11月号
2. 論文標題 自立した消費者を育成するための小学校家庭科の役割	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 初等教育資料 (東洋館出版社)	6. 最初と最後の頁 67-69
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 柿野成美	4. 巻 819号
2. 論文標題 変革の担い手となる高校生を育む産業教育への期待 SDGs目標12 「つくる責任つかう責任」とエシカル消費	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産業と教育 (公益財団法人産業教育振興中央会)	6. 最初と最後の頁 14-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Matsubaguchi Reiko, Son Yeon-A, Kodama Toshiya, Jongbin Won	4. 巻 28
2. 論文標題 Comparative Study on School-Based Environmental Education in Japan and Korea	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Japanese Journal of Environmental Education	6. 最初と最後の頁 4_60 ~ 67
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.5647/jsoee.28.4_60	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 該当する

1. 著者名 松葉口玲子	4. 巻 122
2. 論文標題 フィンランドにおける消費者教育とフレキシブルな学校教育環境	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 消費者法ニュース	6. 最初と最後の頁 39 - 40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松葉口玲子	4. 巻 195
2. 論文標題 消費者教育のこれまでを振り返り、今後の展望を切り拓く (SDGs時代の消費者教育はどうあるべきか? どう進めていくか?)	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 消費者教育研究	6. 最初と最後の頁 4-5
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松葉口玲子	4. 巻 38
2. 論文標題 学校教育における消費者教育の新たな可能性と課題	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 消費者教育 (日本消費者教育学会誌)	6. 最初と最後の頁 1-9
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 松葉口玲子・柿野成美	4. 巻 192
2. 論文標題 フィンランドにおける消費者教育 - 北欧閣僚評議会「消費者教育戦略」(最新版)とナショナル・コア・カリキュラム(2014改訂)を中心に -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 消費者教育研究	6. 最初と最後の頁 14-15
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 松葉口 玲子
2. 発表標題 Trends in Japan ' s Course of Study and Practices for Sustainable Society
3. 学会等名 International Conference, Institute of Integrated Science Education of DKU (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 松葉口玲子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 学文社	5. 総ページ数 200
3. 書名 小玉 敏也、金馬 国晴、岩本 泰編著『総合的な学習 / 探究の時間—持続可能な未来の創造と探究』（松葉口玲子 第7章3節 子ども問から始まるSDGs目標）	

1. 著者名 柿野成美	4. 発行年 2020年
2. 出版社 創成社	5. 総ページ数 240
3. 書名 樋口一清、井口正敏編著『日本の消費者政策』（柿野成美 第8章コンシューマー・リテラシーの育成）	

1. 著者名 松葉口玲子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 学文社	5. 総ページ数 304
3. 書名 北村 友人、佐藤 真久、佐藤 学編『SDGs時代の教育』（第13章 環境と経済）	

1. 著者名 松葉口玲子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 教育出版	5. 総ページ数 245
3. 書名 日本環境教育学会ほか編『持続可能な社会と教育』（消費者教育）	

1. 著者名 松葉口玲子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 120
3. 書名 日本消費者教育学会関東支部、神山 久美、中村 年春、細川 幸一編『新しい消費者教育（第2版）』（第2章 消費者教育の歴史と体系）	

1. 著者名 柿野成美	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本衣料管理協会	5. 総ページ数 170
3. 書名 『新版 消費生活論』（第5章 消費者教育）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	柿野 成美 (Kakino Shigemi) (50648110)	公益財団法人消費者教育支援センター・事業部門・首席主任 研究員 (82693)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------